

令和3年度広島市観光誘客促進支援事業応援金交付要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響により観光客が激減し、市内の多くの旅行関連事業者の売上は大きく落ち込んでおり、経営に深刻な影響を受け、厳しい状況が続いている。こうした状況を踏まえ、市内の旅行関連事業者が団体旅行プランを販売する誘客の取組を応援することにより、本市への誘客を促すことで落ち込んだ観光需要の早期回復を図ることを目的とする。

(支援対象者)

第2条 支援対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号。）第3条の規定により登録を受けている旅行者（以下「支援対象者」という。）とする。

2 支援対象者は、別途定める感染防止対策の基準を満たさなければならない。

(対象事業)

第3条 応援金交付対象となる事業（以下「支援事業」という。）は、支援対象者が旅行割引プランを造成し、旅行者に対して旅行サービスを提供する事業とする。

2 参加人数が6人以上の団体旅行プラン（募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行）

3 宿泊ツアーは、広島市内での宿泊が含まれていること。

4 日帰りツアーは、広島市内の飲食施設、有料入場施設又は土産店などの利用が含まれていること（移動には広島市内の交通事業者を利用すること。）。

(支援対象経費及び応援金の額)

第4条 応援金交付対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、支援対象者が造成する旅行割引プランの割引相当額とし、広島市観光誘客促進支援事業の応援金の額は別表1に掲げる額の範囲内とする。

(応援金の交付申請)

第5条 応援金の交付を受けようとする支援対象者は、広島市観光誘客促進支援事業応援金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、広島市観光誘客促進実行委員会（以下「実行委員会」という。）に提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 口座振替依頼書

(3) その他委員会が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 実行委員会は前条の規定による応援金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、応援金を交付すべきものと認めたときは、応援金の交付を決定し、広島市観光誘客促進支援事業応援金交付決定通知書（別記様式第2号）により、応援金の交付を申請した者に速やかに通知するものとする。

(交付の変更等)

第7条 前条の規定により応援金交付決定を受けた旅行業者が、交付決定を受けた事業を変更(中止)しようとするときは、あらかじめ、広島市観光誘客促進支援事業応援金変更(中止)承認申請書(別記様式第3号)を実行委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 支援事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに実行委員会に報告してその指示を受けなければならない。

3 実行委員会は、第1項の規定による変更(中止)の申請を受理したときは、内容を審査し適当と認めるときは、広島市観光誘客促進支援事業変更(中止)決定通知書(別記様式第4号)により、申請した者に速やかに通知するものとする。

(実績報告等)

第8条 支援対象者は、当該事業の完了した日若しくは当該支援事業の中止(変更)の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は令和4年12月14日までのいずれか早い日までに、広島市観光誘客促進支援事業実績報告書(別記様式第5号)及び広島市観光誘客促進支援事業応援金請求書(別記様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて実績を報告しなければならない。(ただし、提出期限が土日祝日の場合は、その直前の営業日を提出期限とする。)

(1) 割引前の旅行プランの販売額及び旅行割引プランの販売額が確認できる書類

(2) 各種旅行割引プランを利用した旅行実績が確認できる書類

(3) その他実行委員会が必要と認める書類

(応援金額の確定等)

第9条 実行委員会は、前条の規定による報告書の提出があったときは、提出された書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定する。

(応援金の交付)

第10条 実行委員会は、前条の規定により応援金の額を確定したときは、速やかに支援対象者に対し応援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 実行委員会は、第7条第1項の支援事業の中止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 支援対象者が、この要綱に定める内容に違反した場合

(2) 支援対象者が、応援金を支援事業以外の用途に使用した場合

(3) 支援対象者が、虚偽、不正、怠慢、その他不適当な行為により応援金の交付を受けた場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、支援事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (5) 支援対象者が、実施報告書を提出しない場合
- (6) その他、実行委員会で取消し又は変更と認める理由がある場合

2 実行委員会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する応援金が交付されているときは、期限を付して当該応援金の全部又は一部の返還を命ずる。

(書類等の保存期間)

第12条 提出された書類等を保存しなければならない期間は、当該支援事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日までとする。

(その他必要な事項)

第13条 実行委員会は、新型コロナウイルス感染症等の状況により、当該支援事業を停止又は中止することがある。

2 この要綱に定めるもののほか、応援金の交付に関するその他必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月16日から施行し、令和3年度分の応援金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月31日から施行する。

別表 1

(第 4 条関係)

応援金の額 (旅行割引プランの割引相当額)
[1泊2日以上の場合]
① 泊が休日前：割引前の旅行プランの 1/2 以内（上限 10,000 円）／人
② 泊が平日、休日：割引前の旅行プランの 1/2 以内（上限 15,000 円）／人
[日帰りの場合]
③ 割引前の旅行プランの 1/2 以内（上限 5,000 円）／人

※他縣市を含む併用ツアーは、広島市での旅行分（宿泊・飲食施設等）料金が支援対象となる。

※割引前の旅行プランの販売額は、消費税を含み、入湯税を除いた額とする。

※県民割（やっぱ広島じゃ割）、GoTo トラベルとの併用も可とするが、精算方法については、再開時期及び制度が確定してからの調整となります。